

## 統括保健師設置要綱

### (設置等)

第1条 市民の健康の保持増進を図るための様々な活動を効果的に実施することを目的として、保健師の保健活動を組織横断的に推進するとともに、人材育成や技術面での指導及び支援を行うため、統括保健師を置く。

- 2 統括保健師は健康医療部に配置する。
- 3 統括保健師を補佐するため、統括保健師補佐を複数おくことができる。

### (所掌)

第2条 統括保健師は次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 保健師の保健活動の総合調整及び評価に関すること。
- (2) 保健師の現任教育体制の構築並に研修等の企画及び実施に関すること。
- (3) 保健師の保健活動に関する調査及び研究に関すること。
- (4) 災害時を含む健康危機管理における保健師の保健活動の連絡及び調整に関すること。
- (5) その他健康医療部長が必要と認める事務。

- 2 統括保健師補佐は統括保健師を補佐する事務を所掌する。
- 3 統括保健師に関する所掌事務の庶務は、健康医療部保健安全課健康総務係が行う。

### (指定)

第3条 健康医療部長は健康医療部に在籍する保健師のうちから統括保健師を指定する。

- 2 統括保健師補佐は、統括保健師が本市の保健師のうちから健康医療部長に推薦し、健康医療部長が指定する。ただし、推薦された保健師が健康医療部以外に在籍する場合、健康医療部長は当該保健師が所属する部局の長の承認を受けたうえで指定するものとする。

### (細則)

第4条 この要綱の施行について必要な事項は別に定める。

### 附則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

この規則は、令和7年4月1日から施行する。